



防犯カメラ設置事業補助金の流れ（令和7年度）



自治会等で防犯カメラを設置する場合には、防犯カメラ設置事業補助金の設置基準を満たせば補助金の交付を受けることができます。まずは、事前にくらし安全協働課危機管理室にご相談ください。

なお、本事業は、令和7年3月議会において、来年度（令和7年度）予算が可決され次第の実施となりますので予めご了承ください。

防犯カメラ設置補助金交付までの流れは以下のとおりです。

自治会等

①事前協議書の提出※（令和6年9月末（予定）まで）

【来年度（令和7年度）予算の議決（令和7年3月上旬）】

②交付申請書の提出（令和7年4月から5月上旬まで）

③交付申請書の内容を審査し、交付決定通知書を送付（7月中旬予定）

④設置工事後、実績報告書を提出（令和8年1月末まで）

⑤実績報告書の内容を審査し、交付額確定通知書を送付

⑥交付請求書の提出

⑦補助金の交付（令和8年2月末予定）

酒々井町
（くらし安全協働課
危機管理室）

※①事前協議書の提出で交付を決定するものではありません。
事前協議書の提出団体数や令和7年度予算の状況により個別に調整させていただく場合があります。

〈問い合わせ〉
酒々井町役場くらし安全協働課危機管理室
☎043-496-1171（内線216）